令和5年度 随意契約の公表(都市整備部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせください。

令和5年4月1日から令和5年9月30日までの随意契約

【都市整備部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の 名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
都市政策課	令和5年度景観資源活用検討 業務	令和5年9月21日	特定非営利活動 法人 八尾すま いまちづくり研究 会	八尾市南植松町1-	660,000	景観資源(古民家)の状況を熟知している受託者と 契約することで、当初の打合せ等にかかる経費の 削減が図れ、作業の効率化と短縮化が可能となる ため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項6号該当)
都市交通課	放置自転車等整理·指導業務	令和5年4月1日	(公社)八尾市シ ルバー人材セン ター	八尾市宮町1丁目10- 32	単価契約 (年間見込み額) 13,045,500円	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
都市交通課	放置自転車移動保管及び返 還・移動保管料徴収業務	令和5年4月1日	八尾市環境事業 協同組合	八尾市沼2丁目135番 地	42,068,400円	下水道の整備に伴う一般廃棄物処理等の合理化に 関する特別措置法に基づく市支援策の一環として の業務委託のため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号該当)
都市基盤整備課	令和5年度大阪線近鉄八尾・恩 智間および信貴線河内山本・ 服部川間における連続立体交 差化に係る検討業務	令和5年8月30日	近畿日本鉄道株式会社	大阪市天王寺区上本 町六丁目1番55号	9,040,000	安全で経済的な高架工法を検討するためには、鉄 道施設に対して技術力やノウハウを持ち、当該施設 の所有および維持管理を行っている近畿日本鉄道 株式会社に委託する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
土木管財課	令和5年度八尾市道路台帳システム他3システム保守点検業務	令和5年4月1日	(株)パスコ大阪支 店	大阪市浪速区港町1 丁目2番3号	2,347,400	当該装置は同社が製作した装置であり、同社でないと保守ができないため。 (地方自治法施工令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の 名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
土木建設課	公共事業設計積算システム データ改定業務	令和5年4月3日	富士通Japan(株) 大阪第一統括ビ ジネス部	大阪市中央区城見2 丁目2番6号	825,000	システムの作成業者であり、システムを熟知するとともに、システムの納入業者である同社と契約するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
土木管理事務所	公園·緑地等環境保全清掃業 務	令和5年4月3日	(公社)八尾市シ ルバー人材セン ター	八尾市宮町一丁目 10-32	単価契約 (年間見込額) 19,606,302	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
土木管理事 務所	公園等トイレ清掃業務	令和5年4月3日	(公社)八尾市シ ルバー人材セン ター	八尾市宮町一丁目 10-32	単価契約 (年間見込額) 1,735,020	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
土木管理事 務所	休養施設等施開錠及び清掃業 務	令和5年4月1日	(公社)八尾市シ ルバー人材セン ター	八尾市宮町一丁目 10-32	単価契約 (年間見込額) 1,489,527	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
土木管理事 務所	河川環境保全管理委託業務	令和5年4月3日	(公社)八尾市シ ルバー人材セン ター	八尾市宮町一丁目 10-32	単価契約 (年間見込額) 3,054,327	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
土木管理事務所	市内各駅前広場及び自由通路 等清掃業務	令和5年4月1日	(公社)八尾市シ ルバー人材セン ター	八尾市宮町一丁目 10-32	単価契約 (年間見込額) 5,865,000	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の 名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
土木管理事 務所	八尾市立桂公園野球場整備清 掃及び保安管理業務	令和5年4月1日	(公社)八尾市シ ルバー人材セン ター	八尾市宮町一丁目 10-33	単価契約 (年間見込額) 3,321,585	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条 第2項に規定する(公社)八尾市シルバー人材セン ターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
土木管理事務所	JR八尾駅自由通路エスカレー ター保守点検委託業務	令和5年4月1日	東芝エレベータ (株)関西支社	大阪市阿倍野区阿倍 野筋一丁目1-43	7,682,400	建築基準法により定期的機器の点検を行うことが義務付けられており、近年あったエレベーター事故等を鑑みて安全対策は十分に講じる必要があり、専門業者によって定期点検するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
土木管理事 務所	JR久宝寺駅自由通路南口エス カレーター保守点検委託業務	令和5年4月1日	東芝エレベータ (株)関西支社	大阪市阿倍野区阿倍 野筋一丁目1-43		建築基準法により定期的機器の点検を行うことが義務付けられており、近年あったエレベーター事故等を鑑みて安全対策は十分に講じる必要があり、専門業者によって定期点検するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
土木管理事 務所	JR久宝寺駅自由通路東西デッ キエレベーター保守点検委託 業務	令和5年4月1日	東芝エレベータ (株)関西支社	大阪市阿倍野区阿倍 野筋一丁目1-43		建築基準法により定期的機器の点検を行うことが義務付けられており、近年あったエレベーター事故等を鑑みて安全対策は十分に講じる必要があり、専門業者によって定期点検するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
土木管理事 務所	JR久宝寺駅自由通路エレベー ター等保守点検委託業務	令和5年4月1日	三菱電機ビルソ リューションズ (株) 関西支社	大阪市北区天満橋一 丁目8-30	1,953,600	建築基準法により定期的機器の点検を行うことが義務付けられており、近年あったエレベーター事故等を鑑みて安全対策は十分に講じる必要があり、専門業者によって定期点検するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
土木管理事務所	近鉄八尾駅前エレベーター保 守点検委託業務	令和5年4月1日	(株)日立ビルシ ステム関西支社	大阪市北区堂島浜一 丁目2-1		建築基準法により定期的機器の点検を行うことが義務付けられており、近年あったエレベーター事故等を鑑みて安全対策は十分に講じる必要があり、専門業者によって定期点検するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の 名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
土木管理事務所	JR八尾駅自由通路エレベー ター保守点検委託業務	令和5年4月1日	(株)日立ビルシ ステム関西支社	大阪市北区堂島浜一 丁目2-1	1,848,000	建築基準法により定期的機器の点検を行うことが義務付けられており、近年あったエレベーター事故等を鑑みて安全対策は十分に講じる必要があり、専門業者によって定期点検するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
土木管理事務所	道路賠償責任保険	令和5年4月1日	(公社)全国市有 物件災害共済会 近畿地区事務局	大阪市中央区伏見町 二丁目1-1	1,279,230	当団体の損害保険制度、内容及び実績を有する同等の保険が他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
土木管理事務所	恩智川治水緑地清掃等業務	令和5年4月3日	(社)八尾ひまわ り福祉会	八尾市山本町北七丁 目1-32	単価契約 (年間見込額) 892,000	本市障がい者への就労支援事業に基づき、障害者作業所等連絡会から役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
土木管理事 務所	道路環境管理委託業務	令和5年6月1日	(公社)八尾市シ ルバー人材セン ター	八尾市宮町一丁目 10-32	単価契約 (年間見込額) 1,023,500	頃に祝たりの(公社)/八尾巾ンルハー人材センダー から没務の埋仕を受ける契約であるため
土木管理事 務所	令和5年度八尾市下水処理水 送水施設管理業務(竜華地区)	令和5年4月1日	東洋メンテナス (株)	八尾市龍華町二丁目 地内他	2,090,000	本業務は、下水処理水送水施設の機械・電気設備 及び水質の定期的な点検・整備を行うものである。 当該設備については、大阪府竜華水みらいセンター と電気信号による相互通信システムが構築されてい ることや、緊急時の対応等から、大阪府の下水処理 水供給に関する事業(大阪府竜華水みらいセンター 運転管理業務)と密接不可分な関係であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)